

成年後見人等への郵便物送付先の一括変更について

次の業務について、成年後見制度を利用している方への本市から送付される郵便物の送付先を成年後見人等へ一括して変更できます。

1 対象となる業務

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 国民健康保険に関する事 | (2) 後期高齢者医療制度に関する事 |
| (3) 介護保険に関する事 | (4) 市民税・固定資産税等に関する事 |
| (5) 生活保護に関する事 | (6) 市営住宅に関する事 |
| (7) 各種検診、予防接種等に関する事 | (8) 児童手当に関する事 |
| (9) 幼児教育・保育施設に関する事 | (10) 水道・下水道に関する事 |
| (11) 障がい者福祉に関する事 | |
- 【詳細は登録届裏面】

2 必要書類

- (1) 成年後見人等への郵便物送付先登録届
- (2) 成年後見人等であることを証明する書類の写し（①②のいずれか）
①登記事項証明書 ②審判書謄本及び審判確定証明書
※共に有効期限はありません。
- (3) 届出人（成年後見人等）の身分証明書の写し（①②のいずれか）
①写真あり身分証明書（運転免許証・パスポート等）：1種類
②写真なし身分証明書（介護保険証、年金手帳、資格確認書等）：2種類
※法人が後見人等の場合は、手続き者の社員証等。
- (4) 代理行為目録の写し（保佐人・補助人・任意後見人の場合）

※上記（2）～（4）につきましては、必ず写しをご提出ください。なお、窓口で申請する場合は、原本をお預かりし窓口で写しをとることも可能です。

3 注意事項

- (1) 年齢未到達等の理由により届出時点で業務に該当しない場合は、送付先が変更されません。年齢到達等により該当した場合は、再度届出が必要です。
- (2) 本届出は、通知等の送付先を変更するものです。後見人等が被後見人等に関するすべての代理手続きを認めるものではありません。また、法令等により送付先が世帯主等に限定されているものについては、対応できません。
- (3) 送付先の変更が完了するまでに1週間程度かかります。郵送の場合は、さらに数日かかる可能性があります。
- (4) 転居等によって送付先が変更になった場合は、変更の届出をお願いします。
- (5) 任意後見受任者の方は、委任契約を結んでいる方のみ届出いただけます。
- (6) 届出の内容や状況により、市からご連絡する場合があります。
- (7) 未成年後見人に関しては、この届出の対象となりません。

【問合先・提出先】

苫小牧市役所 福祉部 総合福祉課 地域福祉担当(成年後見制度担当)

住所 〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

電話 0144-32-6345

※郵送もしくは窓口にて提出してください。